

【ハラスメント防止集中取組期間】

令和7年度 利用者向けセミナー

無 料

## カスタマーハラスメントから企業と従業員を守るためには

カスタマーハラスメント対策は、働きやすい職場づくりのために不可欠です。  
東京都では、カスタマー・ハラスメント防止条例が、令和7年4月に施行されました。  
また、客や取引先が理不尽な要求をするカスタマーハラスメントから労働者を保護するため、  
全企業に対策を義務付ける等の改正労働施策総合推進法が令和7年6月に成立しました。  
事業主がカスタマーハラスメントについて正しく理解し、対処方法を知ることが重要です。  
本セミナーでは、カスタマーハラスメントから企業と従業員を守るための事前対策と対応の  
ポイントを学びます。

日程	時間	テーマ	講師
令和8年 2月27日 (金)	13:30 ~ 16:30	カスタマーハラスメントの基礎知識 カスタマーハラスメントに関する法改正・条例 制定の動向 カスタマーハラスメントへの事前対策 カスタマーハラスメントへの対応	成蹊大学 法学部 教授 / 厚生労働省「ハラスメント対策企画委員会」委員 / 東京都「カスタマー・ハラスメント防止対策推進会議」委員  原 昌登 氏

会 場 : 台東区民会館 8 階 都立産業貿易センター台東館併設 第 2 会議室

(台東区花川戸 2 丁目 6 番 5 号) 裏面地図参照

対 象 : 利用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

定 員 : 50名 ( 要事前申込 )

手話通訳あり ( 無料・事前申込制 2月9日(月)までにお申し込みください。 )

申込方法 : インターネット、電話で下記へお申し込みください。

申 込 先 : 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当

TEL 03-3682-6321 FAX 03-3684-6026

インターネット  で検索

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/>

主催  東京都労働相談情報センター亀戸事務所

共催  台東区



# 会場案内図

会場「台東区民会館」 台東区花川戸2-6-5



- ・東武線浅草駅 正面改札口から徒歩 5 分
- ・東京メトロ銀座線浅草駅 7 番出口から徒歩 5 分
- ・都営浅草線浅草駅 A4またはA5出口から徒歩 8 分

## ご注意

天災等による交通機関運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。その場合はホームページ「はたらくネット」でお知らせしますので、受講前に必ずご確認ください。

お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のためにのみ利用します。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。